

行政手続におけるアトムデータの活用

引越手続と退職手続におけるワンストップサービスにより、個人と民間事業者が行政に対して行う手続を簡素化し、これまで行政手続に費やしてきた時間を大幅に短縮することで他の領域に時間(=費用)をシフトすることが可能となり、活動領域の拡充を実現することができる。しかし、行政内部に旧態依然とした業務体系とそれに応じた業務システムが残置される限り、手続の結果が確定するまでに費やす時間の短縮が図れないばかりでなく、システム毎にデータを入力することによるデータの非同期とこれに起因する業務の混乱を避けることはできない。

したがって、申請者側の利便性向上と併せて、行政内部の業務改革を同時に達成するためには、標準化された最小粒度の個々にユニークな意味を有するデータ(アトムデータ)を業務システムと分離して管理し、各種業務でアトムデータを組み合わせ集計し出力するという発想に転換することで、行政内部の作業を連続して迅速に行うことと併せて、データの非同期をも解消することが可能になる。

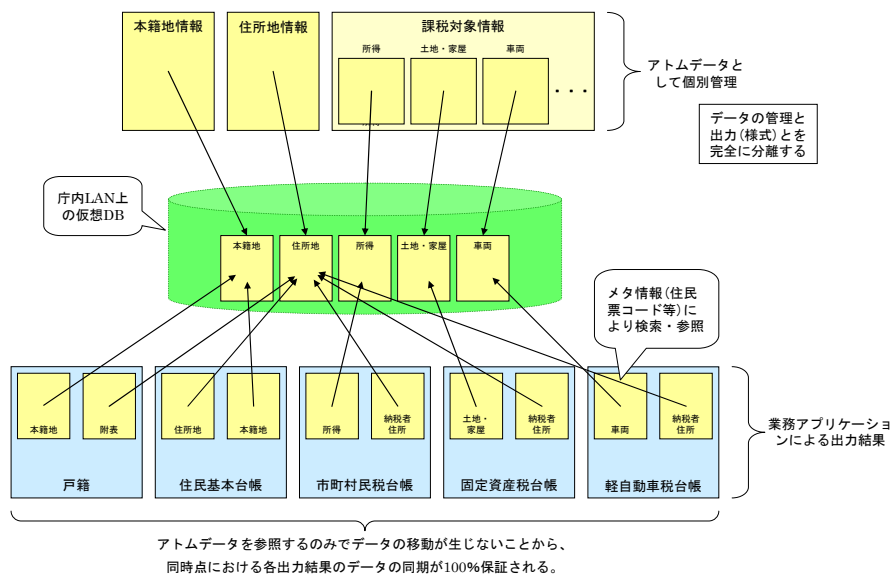


図1 アトムデータとネットワーク上におけるデータ参照構造による行政情報の共有化

また、行政情報をアトムデータ化し、データ参照の基盤としてネットワーク上におけるデータ参照構造を整備すれば、特定の行政手続の結果生じた事実に基づく次の手続も含めて連続して処理することが可能になり、個々の手続単位でシステムを構築することもなくなる。

現行システムからの移行

現行システムからアトムデータとネットワーク上におけるデータ参照構造による行政情報の共有化への移行は、全ての業務システムを一気に更新することができればそれに越したことはないが、時間をかけて段階的に移行することも可能である。

現行の業務システムは通常図2のように業務システム毎にデータを記録している。

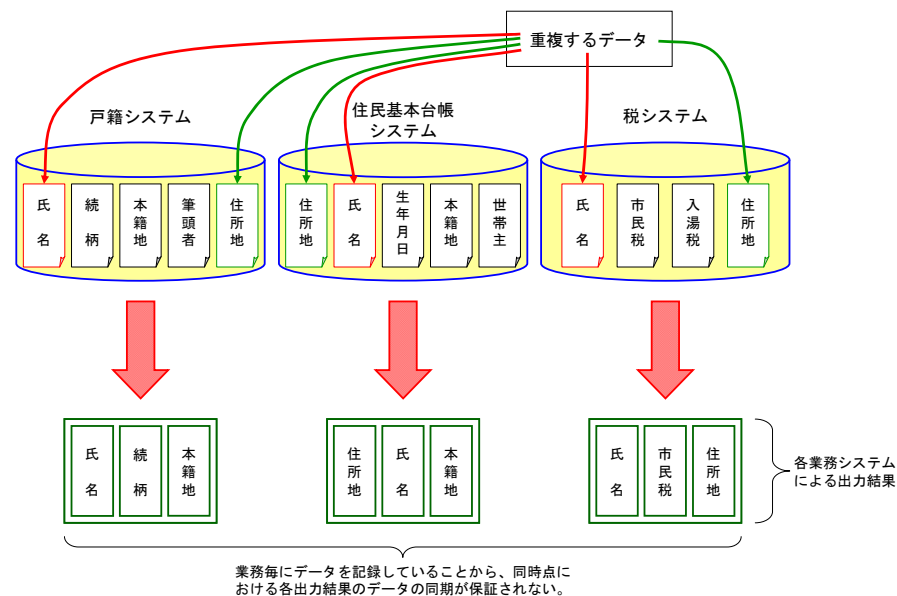


図2 現行の業務システム

このような構成においては、業務毎にデータを記録していることから、同じ意味のデータが重複して存在しており、同時点における各出力結果のデータの同期は何らかの担保がない限り保証されていない。

業務システムは当該業務を確実に実施するために最適化されているために、通常他の業務との連携を考慮していないことが多い。したがって、データとシステムが一体化した業務システムにおいては、その業務の範囲内だけであればデータ利用に関する問題は生じないが、個々の業務システムに記録されているデータを複数の業務で相互利用することができなくなる事態が生じかねない。

したがって、業務間においてデータの同期と相互利用を実現するためには、データの管理と出力とを完全に分離することが必要であり、これを前提としてデータのアトムデータ化とネットワーク上におけるデータ参照構造を構築する必要がある。

既存システムを活用しながら行政情報の共有化を実現する第一段階は図3のようになる。

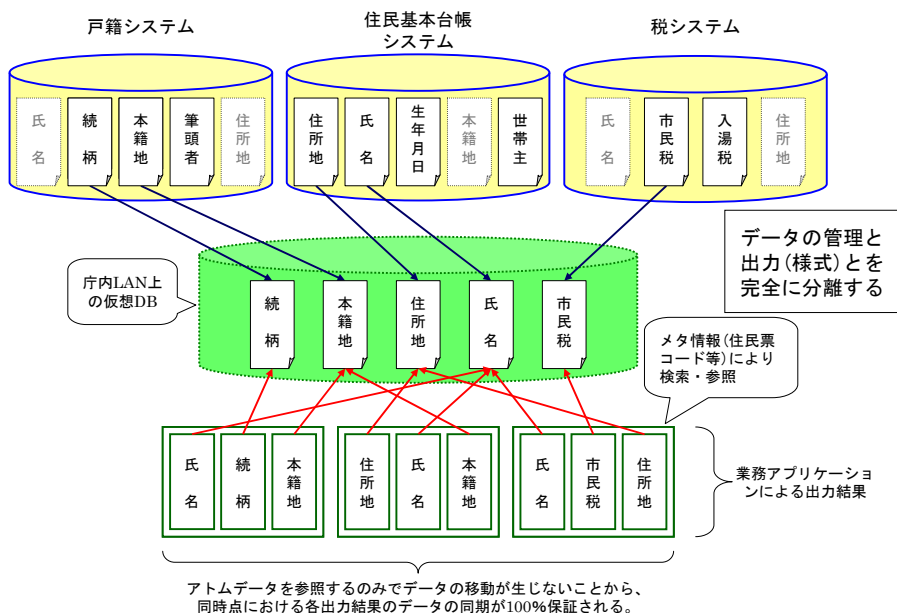


図3 行政情報の共有化実現への第一段階

このように、既存の業務システムを活用しつつ、データをアトムデータとして整備しネットワーク上におけるデータ参照構造を構築すれば、個々の業務においてはアトムデータを参照するのみでデータの移動が発生しないことになるので、同時点における各業務の出力結果は100%データの同期が取れ

たものになる。

現行の業務システムも未来永劫使用し続けるものではなく、一定期間で更新していくことを踏まえれば、システムの更新時期に業務システム毎のデータ管理を改め、一定のカテゴリでアトムデータを記録するDBを順次構築していけば、図4のように既に整備されたアトムデータとネットワーク上におけるデータ参照構造を活用したデータ共有環境を作り出すことができる。

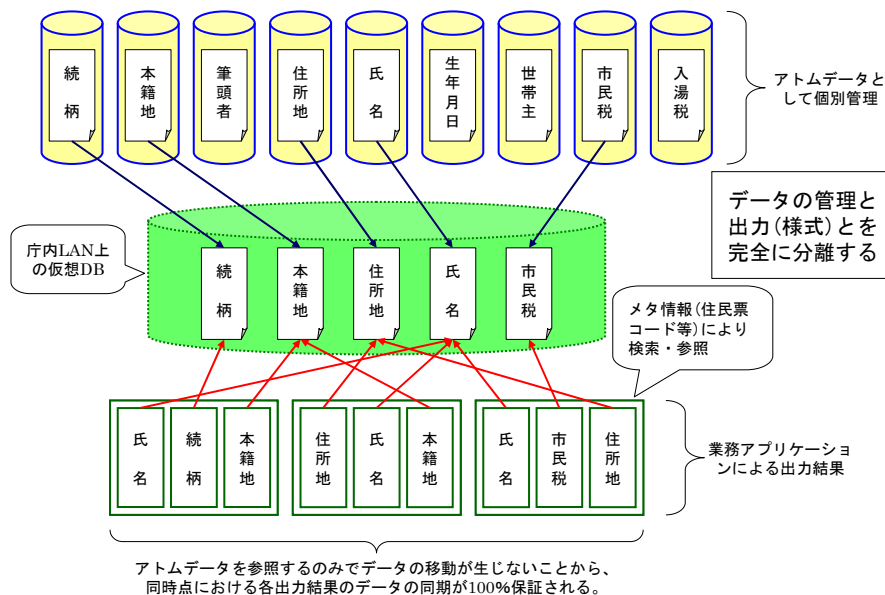


図4 行政情報の共有化実現への第二段階

法令改正の必要性

産業革命以降発展した経済に対応するために、誕生したばかりの近代国家は中世的要素を多分に残していた当時の諸制度を抜本的に改め、今日の経済的発展の礎を築いたのであるが、現在我々が直面している諸課題も急速に発達したICTと法令に基づく諸制度とのミスマッチに原因がある。

引越手続をはじめとする申請・届出等手続において、利用者に対するワンストップサービスと申請書等を受理した行政機関内部における業務の完全自動化を実現するための技術的な課題は、ICTの飛躍的な発展により解決しているといつてよい。しかし、申請・届出等手続を制度的に規定している旧態依然とした現行法令が、ICTの積極的な活用で実現可能なコンピュータネッ

トワークと電子データを駆使した迅速かつ正確な行政手続の実現を阻害しているのが現状である。

現行法令の大部分はコンピュータネットワークそのものが存在しないか、存在したとしても未発達な時代に制定されたものである。2001年のe-Japan戦略以降制定あるいは改正された法令であってもコンピュータネットワーク経由による電子データの相互利用を行政業務の前提にしていなかったため、条文中でインターネットの利用を明記したところで業務の実態は従来の[紙]の存在を前提とした形態から脱却していない。制度設計としての法令がその前提において旧態依然としているため、現行法令を前提にしたシステム設計ではコンピュータネットワークと電子データが有する本来のポテンシャルを十分引き出すことができないのである。

ワンストップサービスの将来像

申請・届出等手続において、申請者側に提供する狭義のワンストップサービスのみではなく、行政内部における業務処理の完全自動化を含めた真の意味でのワンストップサービスの将来像を想定するにあたり、前提となる要素は次のとおりである。

- ・コンピュータネットワークと電子データを有効活用するために、現行法令(条例を含む)による規制を離れた自由な発想に基づく。
- ・業務はコンピュータ間のデータ通信を前提とした完全自動化を実現する。
- ・データは最小粒度のATOMデータであり、データ構造と属性に関する標準化が達成されている。
- ・ATOMデータは業務とは完全に分離され一定のカテゴリ単位で管理されており、同じ意味のATOMデータは複数存在しない。業務に用いる各種の帳票等は、ATOMデータの組み合わせにより出力される。
- ・住民基本台帳カードには別途[世帯主コード]が格納されている。

[現行法令(条例を含む)による規制を離れた自由な発想]とは、法令制定の趣旨を否定するものではない。[自由な発想]とは、あくまでも業務プロセス

においてコンピュータネットワークと電子データが有する本来のポテンシャルを十分引き出すためのものである。また、[完全自動化]とはいっても、要所所での行政担当者による確認作業を否定するものではない。[世帯主コード]は世帯構成員全員の一括的な申請・届出等手続(家族全員の引越等々)の際に必要な要素である。

引越手続における課題

ここからは、申請・届出等手続という抽象論ではなく、引越手続に絞って具体的に考察を進める。

引越手続のワンストップ化に関しては既に検討が進んでいる¹が、最低限実現すべき内容は次の3点に絞ることができる。

i 添付書類の廃止

戸籍謄本・抄本や住民基本台帳の写し、納税証明等、行政機関が発行する証明書を添付することが義務付けられている申請・届出等手続は多い²。コンピュータネットワークが存在しないか、あるいは未発達な段階であれば許容されたこのような申請者側の負担は、コンピュータネットワークが発達した今日においては行政機関がネットワーク経由で行政データを共有化すれば解消することができる。住民基本台帳ネットワークシステムにより、住民基本台帳の写しを添付しなければならない申請・届出等手続の多くは簡素化されている³が、ネットワーク上におけるデータ参照構造を申請・届出等手続に導入することで、他の各種証明書の添付が義務付けられている申請・届出等手続に関しても行政機関相互のデータ参照により、添付書類の省略を実現することができる。

ii 行政機関内部の処理の自動化

添付書類の廃止により申請者側のワンストップサービスは実現される

¹ 例えば、次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチームにおける検討。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/nextg/index.html>

² 韓国では、2004年度における行政機関が交付した公的証明書4億4,414万2,000件の内、約60%に当たる2億6,000万件が他の行政機関へ提出する添付書類であった。我が国においても同じような状況かと思われる。

³ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用事務

http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/pdf/juki_dai1_a.pdf

ことになるが、申請書等を受理した行政機関内部の業務処理を自動化しなければ真の意味でのワンストップサービスを実現することはできない。このためには、申請書等の審査・決定等に基づく新たなデータ入力(転入地市町村における転入者の各種データ等)は、既存のデータ(転出地市町村における転出者の各種データ等)をネットワーク上におけるデータ参照構造により参照し、参照したデータをダウンロードすることが必要であり、これにより行政機関内部の処理を自動化することができる。

iii 民間事業者との情報共有

電気・ガス・通信・銀行・クレジットカード等のサービスを提供する民間事業者においても、引越時には被契約者の住所変更が必要となる。行政機関による住所地データの民間事業者への提供は個人情報の目的外使用に該当するために本人の事前承諾が必要であるが、これをクリアすれば、行政機関が保有する引越者に関する住所地データを民間事業者がネットワーク上におけるデータ参照構造を利用して参照し、参照したデータをダウンロードすることで引越者の住所地データを取得することができる。

また、引越手続におけるワンストップサービスの実現にあたっては、下記の課題に関する検討が必要となる。

- ・アトムデータの相互利用に関する申請者の事前承認のあり方。
- ・民間事業者のサービスにおける引越を契機にした契約解除のあり方。
- ・業務システムと様々なネットワークとの接続方法。
- ・業務プロセスにおける担当者が確認または決定を行うタイミング。
- ・データがアトムデータとして標準化できるまでの過渡期の対応。
- ・住民基本台帳カードへの[世帯主コード]の追加。

以上の前提により、アトムデータとネットワーク上におけるデータ参照構造を活用した引越手続の全プロセスを図示すると次のようになる。

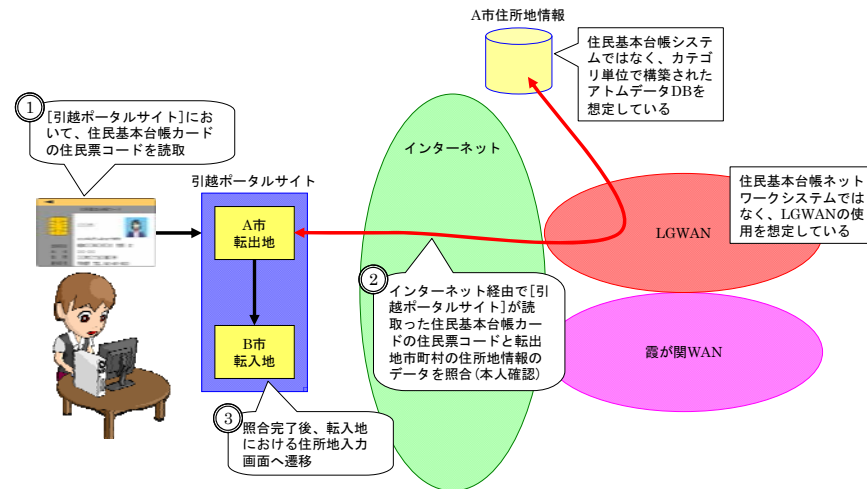


図5 転出地(=現住所地)のデータ読取

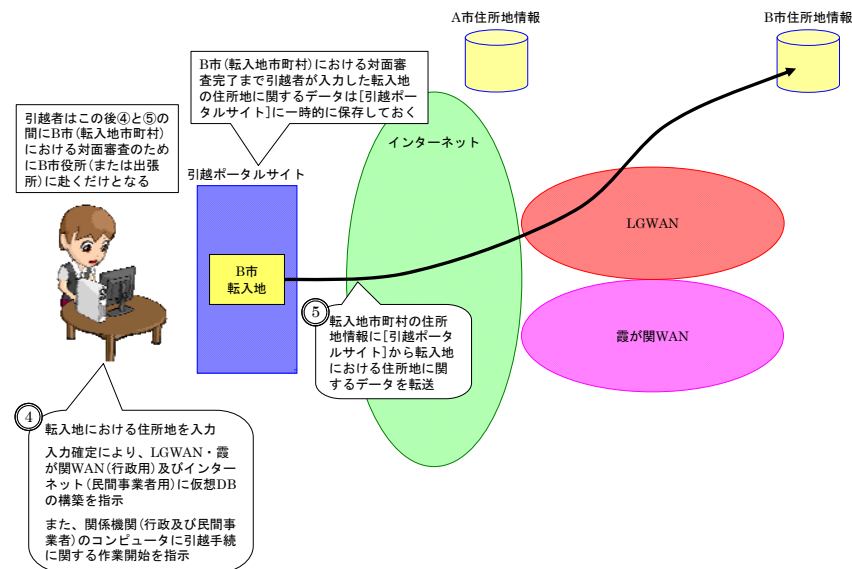


図6 仮想DBの構築(1)

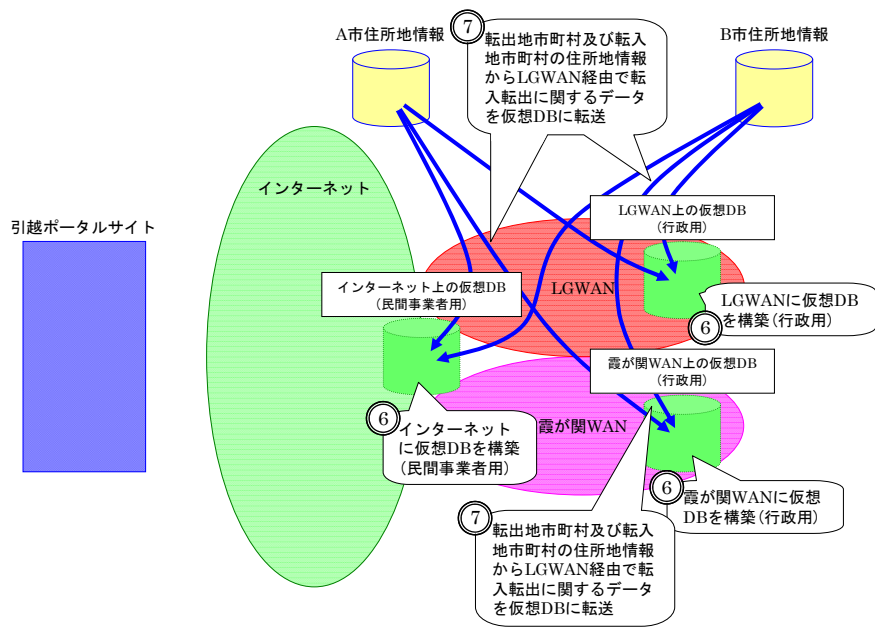


図7 仮想DBの構築(2)

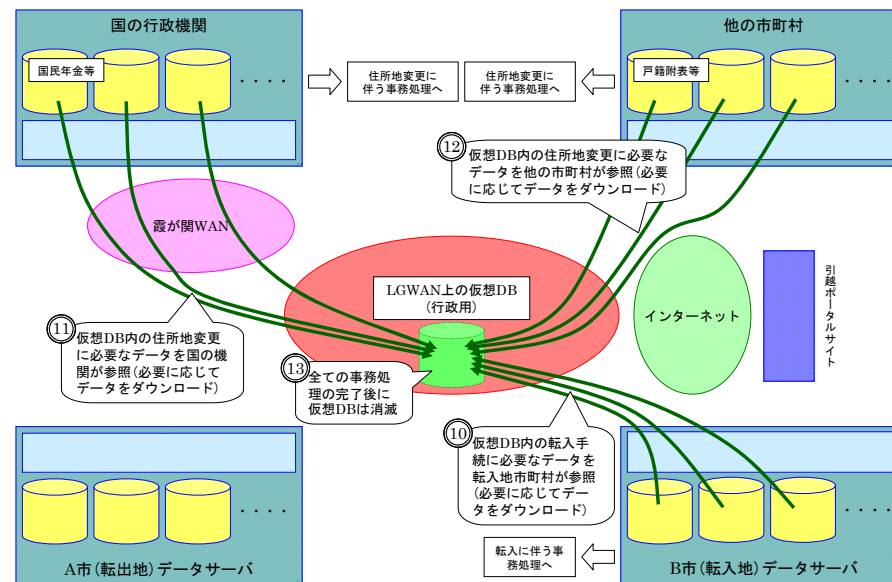


図9 行政機関(LGWAN上)による参照(2)

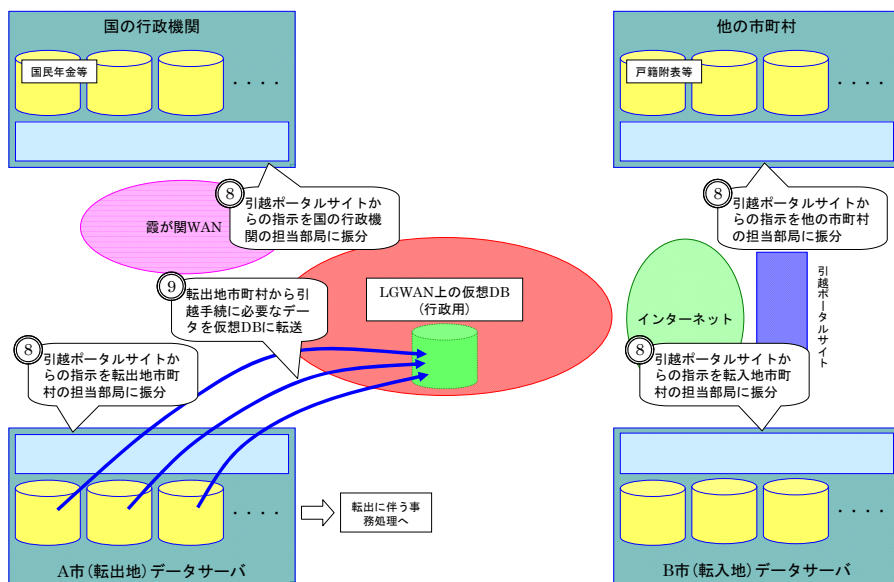


図8 行政機関(LGWAN上)による参照(1)

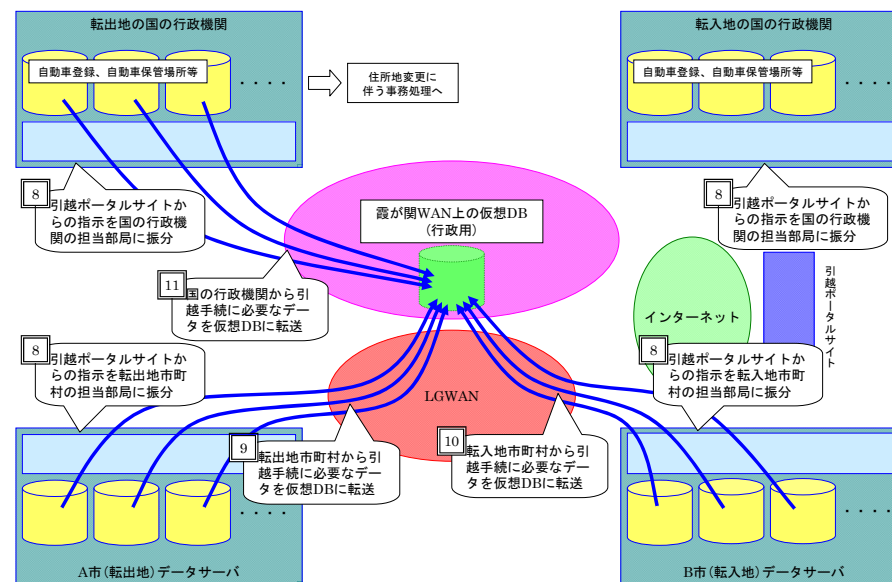


図10 行政機関(霞が関WAN上)による参照(1)

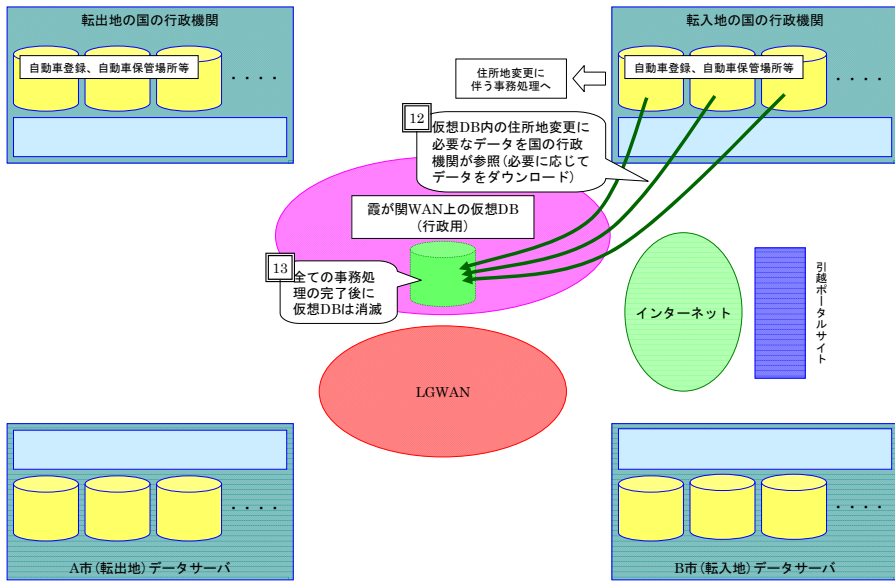


図 11 行政機関(霞が関 WAN 上)による参照(2)

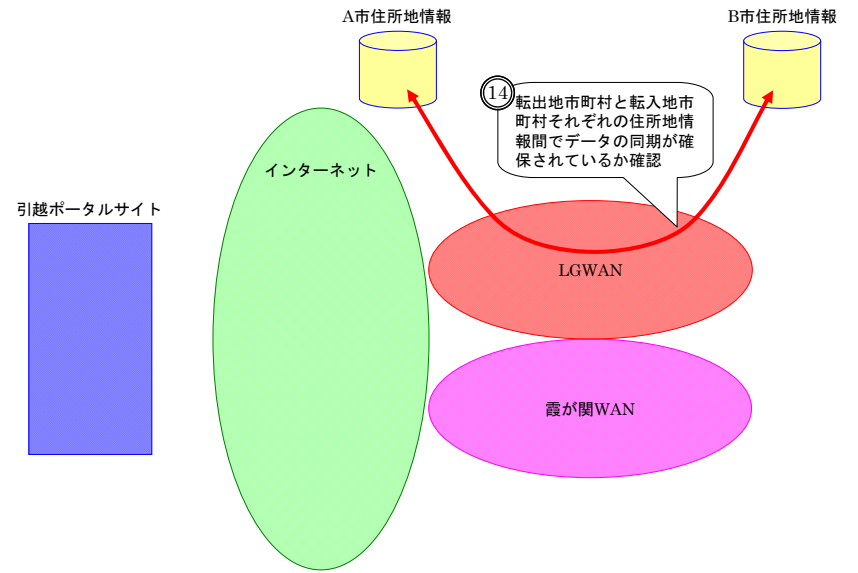


図 13 更新データの確認

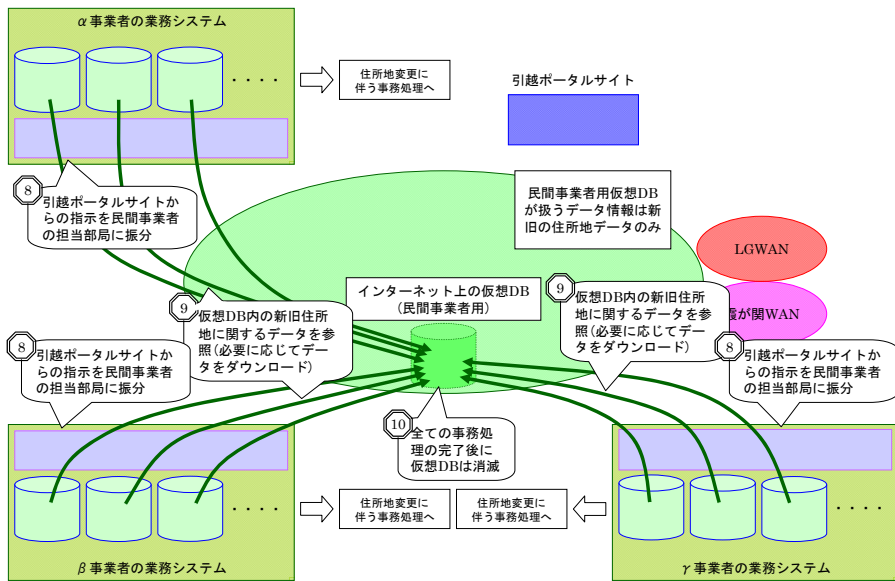


図 12 民間事業者による参照